

無害化処理認定制度の活用等に関する検討状況について

専門委員会の中間的整理を踏まえ、環境省では、無害化処理認定制度の活用について検討を進めてきた。また、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき国が定める「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」についても、その変更について検討を進めてきたところである。

制度及び計画変更に関する概要（案）は下記のとおり。

1. 無害化処理認定制度の活用の概要（案）

(1) 対象

微量の PCB に汚染された絶縁油を使用する電気機器等が廃棄物となったもの。

(2) 認定の基準

a. 無害化の基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 1 条の 2 第 4 項に定める、廃ポリ塩化ビフェニル等及びポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したものについて特別管理産業廃棄物として扱う必要があるかを判断するための基準と同じとする。具体的には下記のとおり。

- ① 廃油の場合は、当該廃油に含まれる PCB の量が試料 1kg につき 0.5mg 以下であること。
- ② 廃酸又は廃アルカリの場合は、当該廃酸又は廃アルカリに含まれる PCB の量が試料 1 リットルにつき 0.03mg 以下であること。
- ③ 廃プラスチック類又は金属くずの場合は、当該廃プラスチック類又は金属くずに PCB が付着していない、又は封入されていないこと。
- ④ 陶磁器くずの場合は、当該陶磁器くずに PCB が付着していないこと。
- ⑤ ①から④までに掲げるもの以外の場合は、当該処理したものに含まれる PCB の量が検液 1 リットルにつき 0.003mg 以下であること。

b. 無害化の内容の基準

- ① 処理に伴い生ずる排ガス及び放流水中の PCB の濃度が人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのないものであること。
- ② PCB の分離及び回収の後に生ずる産業廃棄物が確実に無害化されるもので

あること。

c. **無害化処理を行い、又は行おうとする者の基準、無害化処理の用に供する施設の維持管理の基準、無害化処理の用に供する施設の基準など**

石綿含有一般廃棄物等の無害化処理の認定に係る基準及び PCB を含む廃棄物に係る産業廃棄物処理施設の基準に準拠したものとする。

2. 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」の変更の概要（案）

現在のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画には、微量 PCB 混入廃電気機器等について、適切な処理体制等処理の基本的方向について検討することとされている。これまでの検討を踏まえ、微量 PCB 混入廃電気機器等の処理を進めるための事項として、基本計画に下記の内容を追記する。

- ・ 微量 PCB 混入廃電気機器等として、柱上トランス以外の電気機器等が約 120 万台、柱上トランスが約 330 万台、OF ケーブルが約 1,400km 存在していると推計。
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 4 の 4 に基づく、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する産業廃棄物の高度な技術を用いた無害化処理に係る特例制度を活用し、環境大臣が微量 PCB 混入廃電気機器等の処理業者について個別に認定を行うことにより、処理体制の構築を図る。
- ・ 効率的かつ確実な処理を進めるため、国は、絶縁油中の PCB を短時間にかつ低廉な費用で測定できる方法の確立を図る。

3. 無害化処理認定制度の告示に関する今後のスケジュール（予定）

- | | |
|------|-----------------|
| 3～4月 | パブリックコメント手続きの実施 |
| 4～5月 | 告示の公布 |

(参考)

無害化認定制度の概要

石綿が含まれている廃棄物その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物として環境省令で定めるものについて、高度な技術を用いて無害化する処理を行う者を個々に国が認定し、認定を受けた者については、廃棄物処理業及び施設設置に係る許可を不要とする制度。

①認定の対象

高度な技術を用いて無害化処理を行う者。

(現在は、対象となる廃棄物が石綿を含む廃棄物に限られている。)

②認定の要件

以下の要件のいずれにも適合していることが要件とされている。

イ) 高度な技術による無害化処理の内容が、対象廃棄物の迅速かつ安全な処理の確保に資するものとして環境省令で定める基準に適合すること。

ロ) 認定に係る処理を行い、又は行おうとする者が環境省令で定める基準に適合すること。

ハ) ロ) の者が設置し、又は設置しようとする無害化処理の用に供する施設が環境省令で定める基準に適合すること。

③認定の手続（生活環境アセス）

認定の対象となる廃棄物は、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物であることから、当該認定を行うに当たっては、都道府県知事による廃棄物処理施設の設置許可の際と同様、生活環境への影響の調査（いわゆる生活環境アセス）を行うこととされている。

④認定の効果

認定を通じて、施設の安全性等が確認されることから、認定を受けた者については、都道府県知事による廃棄物処理業の許可及び都道府県知事による廃棄物処理施設の設置の許可は不要とされている。

⑤指導監督等

認定を受けた者に対する改善命令（第19条の3）、措置命令（第19条の4、第19条の5）等の指導監督については、大臣が認定した処理施設の監督の一貫性の観点から踏まえ、個々の処理施設特有の無害化処理の科学的メカニズムを確認した国が行うこととされている。